

鴻巣市告示第142号

鴻巣農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、同法第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定に基づき告示するとともに、当該農業振興地域のうち、農用地利用計画の変更案に変更理由書を添えて次により縦覧する。

なお、鴻巣市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは、縦覧期間中に鴻巣市に対して意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の変更案に係わる農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に鴻巣市にこれを申し出ることができる。

令和8年5月20日

鴻巣市長 並木 正年



- 1 農用地利用計画の変更案および変更理由書の縦覧場所
鴻巣市役所環境経済部農政課 鴻巣市中央1番1号
- 2 農用地利用計画の変更案および変更理由書の縦覧期間
自 令和8年 5月21日
至 令和8年 6月19日
- 3 意見書および異議申出書の提出
 - (1) 提出先
鴻巣市役所環境経済部農政課 鴻巣市中央1番1号
 - (2) 提出方法
意見書および異議申出書の提出は、任意様式の書面で提出先へ直接持参または郵送により行うこと。
 - (3) 注意事項
 - ・個人の場合、住所、氏名を記載すること。
 - ・法人の場合、所在地、法人名、代表者名を記載すること。
 - ・意見書および異議申出書の対象は、当該農業振興地域整備計画の変更案に係るものに限る。
 - ・提出先、提出方法、提出期限を遵守すること。
 - ・意見書については、要旨を取りまとめ、処理結果を公告します。

掲示期間 6月19日まで